

課長	副課長	係長	担当

公共汚水枡（取付け管）公費負担設置申請書

受付番号 ー 号

令和 年 月 日

（申請先）新座市長

住所
申請者氏名
電話番号

公共汚水枡（取付け管）の設置について、下記のとおり申請します。
記

場所	新座市 丁目 番 号				
地番	新座市 丁目 番				
理由	<input type="checkbox"/> 建築物の新設 <input type="checkbox"/> その他（ ）				
箇所	<input type="checkbox"/> 市道	<input type="checkbox"/> 県道	<input type="checkbox"/> 国道	<input type="checkbox"/> 私道	<input type="checkbox"/> 私有地
道路の名称					
個数	個	個	個	個	個
工期	申請書受理日から約2か月				
宅内施工 指定工事店	工事店名				
	担当者		TEL		
添付書類	<input type="checkbox"/> 案内図 <input type="checkbox"/> 計画平面図 <input type="checkbox"/> 計画断面図 <input type="checkbox"/> 公共下水道台帳図の写し <input type="checkbox"/> 土地謄本の写し <input type="checkbox"/> 公図の写し <input type="checkbox"/> 建築確認済証の写し <input type="checkbox"/> 写真(遠写と近写) <input type="checkbox"/> 排水設備計画平面図 <input type="checkbox"/> 排水設備・排水施設計画確認申請書(別冊) その他添付しているもの				

【公費設置基準】

- 1 申請する建築物の敷地が、公共下水道処理開始区域内であり、かつ放流可能であることを下水道課に確認したものであること。
- 2 開発行為等または、道路位置指定申請に伴う建築以外で、既存公共汚水枡が存在しない建築物であること。
- 3 申請する建築物の敷地が分筆され、他の建築物と敷地が重複しないこと。
- 4 申請する建築物の建築確認済証が取得されていること。
- 5 工期については、申請書受理日から約2か月とする。

注)

- 1 この申請書は、「排水設備・排水施設計画確認申請書」とともに提出してください。
- 2 写真(近写)撮影にあたっては、公共汚水枡設置計画位置を現場に○標示し、間口正面から撮影してください。
- 3 本管布設工事を伴う公共汚水枡（取付管）設置については、次年度以降の施工となります。

排水設備確認番号 ー

下水及び水道オフセット

	号棟	号棟	号棟	号棟
下 水	L= m	L= m	L= m	L= m
	DP= m	DP= m	DP= m	DP= m
水 道	L= m	L= m	L= m	L= m
	DP= m	DP= m	DP= m	DP= m
下流側マンホールから 取付支管接続点までの距離	m	m	m	m
最も近い取付支管接続点 からの離れ（芯～芯間）	m	m	m	m
最も近いマンホールからの 離れ（人孔芯～削孔芯間）	m	m	m	m

【備考】 下水及び水道オフセット欄は、次により記入して下さい。

L……本管から敷地境界までの距離 DP……各本管の土被り

【計画図の作成】

- 1 おおよその設置位置を表示する。（例 ブロック塀から○m）
- 2 公共汚水柵の深さ、柵口径を表示する。（標準深さ0.85m、標準柵口径は0.15m）
- 3 汚水本管位置を表示する。
- 4 給水管取だし工事と同時施工する場合は、その取だし位置を表示する。
- 5 下流側マンホールから取付支管接続点までの、距離を表示する。
（公共下水道台帳図にも表示する。）
- 6 最も近い取付支管接続点からの離れ（芯～芯間）は、1.2m以上とする。
当該管渠に他の取付支管（計画を含む）が存在しない場合は、「他の取付支管なし」と記入する。
- 7 マンホールからの離れ（人孔芯～削孔芯間）は、1.61m以上（1号人孔の場合）とする。
- 8 マンホールに直接接続する場合は、「人孔接続」と記入する。

※ 当該申請は、以下に示す項目の承諾を必要とし、当該申請の提出を以って承諾と見なす。

【承諾項目】

- 1 公共汚水柵（取付け管）は、新座市が管理するものとする。
- 2 公共汚水柵（取付け管）を私有地内に設置するにあたり、無償で土地を提供することの承諾。
- 3 公共汚水柵の上には、維持管理上支障となる施設及び工作物等を設置しない。
- 4 土地利用形態の変更等により、公共汚水柵（取付け管）の移設が必要となった場合は、新座市と協議の上、移設に関する費用及び施工は、原因者負担とする。
- 5 当該申請に伴う土地及び建築物等に関する権利（所有権等）の異動があった場合、新権利者へ当該承諾項目の継承。